



金沢市公報

第3181号

令和7年(2025年)5月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●告 示	
○土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の解除について (環境政策課)	1
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (　　"　)	2
○自転車等を撤去し、保管したことについて (交通政策課)	3
○自転車等を移動し、保管したことについて (　　"　)	4
○自転車等の返還手数料の徴収に関する事務の指定公金事務取扱者への委託について (　　"　)	4
○市税、県民税及び森林環境税並びに国民健康保険料の過誤納還付金の支出に関する事務の指定公金事務取扱者への委託について (納 稅 課)	5
○市道の区域の変更について (道路管理課)	5
○道路の供用の開始について (　　"　)	6
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について (保育幼稚園課)	6
●公 告	
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課)	6
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市 民 課) 9	
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課) 9	
●選挙管理委員会告示	
○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	9
○選挙人名簿の登録を行う日について (　　"　)	9
●選挙管理委員会公告	
○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (　　"　)	9
●農業委員会告示	
○令和7年第5回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	10
●消防局告示	
○金沢市火災予防条例の規定に基づく指定催しの指定について (予 防 課)	10
●公営企業告示	
○水道料金及び下水道使用料の収納事務の指定公金事務取扱者への委託について (お客さまサービス課)	11
○公共下水道の併用及び終末処理場による下水の処理の開始について (下水道整備課)	12

告 示

●金沢市告示第181号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、同項に規定する要措置区域の全部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 指定を解除する要措置区域

金沢市東山3丁目334番4、334番5及び334番6の一部

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の

種類

テトラクロロエチレン

3 講じた措置

土壤汚染の除去

●金沢市告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 名称

上有松町町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	地番
有松1丁目	1番の一部、2番の一部及び3番から11番まで
有松2丁目	2番の一部及び3番から5番まで
有松3丁目	全域
有松4丁目	1番
有松5丁目	1番及び2番
弥生3丁目	7番の一部

4 主たる事務所

金沢市有松1丁目4番8号

5 代表者の氏名及び住所

浅井 夏子

金沢市有松3丁目7番10号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

令和7年5月21日

●金沢市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
御供田町町会	代表者の氏名及び住所	進藤 俊典 金沢市御供田町ホ15番地	西本 光弘 金沢市御供田町口48番地1	

三社五十人 町会	主たる事務所の所在地	金沢市長土堀2丁目15番22号	金沢市長土堀2丁目17番10号	令和7年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	石川 進太郎 金沢市長土堀2丁目15番22号	弥久保 弘樹 金沢市長土堀2丁目17番10号	
若松町会	代表者の氏名及び住所	北村 孝司 金沢市若松町152番地	村田 吉雄 金沢市若松町77番地	令和7年 4月6日
土清水第一 町会	代表者の氏名及び住所	鳥居 和之 金沢市土清水2丁目300番地	石田 栄治 金沢市土清水1丁目256番地	令和7年 4月13日
矢木町会	代表者の氏名及び住所	東 勝美 金沢市矢木2丁目200番地	北平 憲作 金沢市矢木1丁目112番地17	令和7年 4月20日
大友町町会	代表者の氏名及び住所	水口 玲二 金沢市大友1丁目219番地	牧口 昌義 金沢市大友1丁目114番地	
四十万西町 会	代表者の氏名及び住所	小矢田 学紀 金沢市四十万町イ52番地2	小倉 由香利 金沢市四十万町い61番地3	令和7年 4月21日
日吉ヶ丘町 会	主たる事務所の所在地	金沢市利屋町178番地	金沢市利屋町18番地	令和7年 4月27日
	代表者の氏名及び住所	利谷 尋 金沢市利屋町178番地	吉井 達也 金沢市利屋町18番地	
大額二丁目 町会	主たる事務所の所在地	金沢市大額2丁目94番地	金沢市大額2丁目227番地	令和7年 4月27日
	代表者の氏名及び住所	前中 豊和 金沢市大額2丁目94番地	北谷 俊輔 金沢市大額2丁目227番地	

●金沢市告示第184号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
南町地内	自 転 車	1台
神宮寺3丁目地内	自 転 車	1台
久安4丁目地内	自 転 車	1台
小坂町北地内	自 転 車	1台
木倉町地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
粟崎町2丁目地内	自 転 車	1台
窪3丁目地内	自 転 車	1台
中屋南地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和7年4月1日から同月30日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所**(1) 期間**

令和7年5月22日から同年11月21日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第185号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項（同条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
金沢市営森本駅西自転車駐車場
金沢市営野町駅前自転車駐車場
金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
金沢市営若松バス停前自転車駐車場
金沢市営柿木畠自転車駐車場
金沢市営片町広場自転車駐車場
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 88台

3 自転車等を移動し、保管した日

令和7年4月1日から同月30日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市二口町二24番地5
公益社団法人金沢市シルバー人材センター

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 令和7年5月22日から同年8月21日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により自転車等の返還手数料の徴収に関する事務を

次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
公益社団法人金沢市シルバー人材センター	金沢市二口町二24番地5	令和6年4月1日	令和7年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

自転車等の返還手数料

3 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

●金沢市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により市税、県民税及び森林環境税並びに国民健康保険料の過誤納還付金の支出に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
株式会社北國銀行	金沢市広岡2丁目12番6号	令和7年4月1日	令和7年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳出

市税、県民税及び森林環境税並びに国民健康保険料の過誤納還付金

3 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

●金沢市告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	小坂61号	釣部町ヌ19番5先から	旧	4.0～4.7	26.0
	釣部町線2号	釣部町ヌ19番5先まで	新	4.7～6.2	26.0
一級幹線	1級幹線3号	大桑町力162番7先から	旧	8.5	50.0
	犀川大通り線	大桑町力151番1先まで	新	8.5～12.4	50.0
二級幹線	2級幹線344号	三小牛町八尾1番56先から (元三馬村字西泉)	旧	2.8～6.8	29.0
	野田・平栗線	三小牛町八尾1番56先まで (元三馬村字西泉)	新	5.8～9.8	29.0
一般市道	押野32号	保古1丁目13番2先から	旧	22.6	12.5
	西金沢駅通り線1号	保古1丁目14番2先まで	新	16.0	12.5

●金沢市告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

令和7年5月21日

金沢市長 村山 卓

路線名	区間	供用開始日
小釣部町線 61号 2号	釣部町又番5先から 釣部町又番5先まで	令和7年5月21日
1級幹線 3号 犀川大通り線	大桑町力番7先から 大桑町力番1先まで	令和7年5月21日
2級幹線 344号 野田・平栗線	三小牛町(元三馬村字西泉) 八尾1番56先から 三小牛町(元三馬村字西泉) 八尾1番56先まで	令和7年5月21日

●金沢市告示第190号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等に係る同法第30条の11第1項の確認を辞退する旨の届出があったので、同法第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和7年5月21日

金沢市長 村山 卓

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	辞退年月日
ココナラ	金沢市高尾南3丁目21番地	一般社団法人 クラブ CoCo	認可外保育施設	令和7年5月1日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和7年5月21日

金沢市長 村山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市長坂1丁目152番1から152番6まで	金沢市窪5丁目627番地 株式会社リレーション 代表取締役 木村 聖司	道路 金沢市長坂1丁目152番4

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年5月21日

金沢市長 村山 卓

- 1 協定を締結した相手方
長坂台町会地区の住民等
- 2 協定を締結した年月日
令和7年5月16日
- 3 協定番号

4 協定の名称

長坂台町会地区まちづくり協定

5 協定地区の区域

別図（まちづくり協定区域図）のとおり

6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	長坂台町会地区まちづくり計画		
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市長坂台の一部		
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約10.9ha		
まちづくりの目標	<p>本地区は、金沢外環状道路山側幹線沿いの利便性が高い地区でありながら、静かな住環境が形成されており、周辺には教育施設が多く立地する文教のまちである。</p> <p>これからも子どもから高齢者まですべての住民が親しみをもって安心して暮らせるまちであるために、良好な住環境や美しいまちを維持・保全していくことを目標とする。</p>		
まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標の実現にむけて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) すべての住民が助け合う、安心安全なまちづくり (2) 静かで落ち着いたまちづくり (3) 美しい長坂台を守るまちづくり</p>		
地区の区分	名 称	沿道地区A	沿道地区B
	面 積	約 4.95 ha	約 0.95 ha
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。		
	(1) ペット霊園 (2) 葬儀場 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		
	(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2 (⇒)項第3号に掲げるもの		
	-		
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者も含む。）は、事前に長坂台町会に連絡しなければならない。ただし、一戸建ての住宅とする場合はこの限りでない。		
	(1) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力するなど、良好な近隣関係の醸成に努める。 (2) 日頃から住民同士で声をかけあうなど地域のコミュニティの維持に努める。 (3) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 (4) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。		
	(5) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。		
	(6) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。		
	(7) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。		
	(8) たばこ及びゴミのポイ捨てをしないよう努める。		
	(9) 定期的にまちの美化清掃に努める。		
	(10) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。		
	(11) ペットの飼い主は、ペットの散歩マナーを遵守するよう努める。		

長坂台町会地区まちづくり協定区域図



住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

日時 令和7年5月22日から同年6月4日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、令和7年5月22日から同年6月18日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和7年5月21日

金沢市長 村 山 卓

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市近岡町 土地区画整理組合	令和7年5月22日から 同年6月4日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正します。

令和7年5月21日

金沢市選挙管理委員会

表第52投票区の項中「下鶴原町」の次に「城力町、熊走町、寺津町、駒帰町、瀬領町、菅池町、姫杉町、見定町、日尾町、二又新町、倉谷町」を加え、同表第54投票区の項中「城力町、熊走町、寺津町、駒帰町、瀬領町、菅池町、姫杉町、見定町、日尾町、二又新町、倉谷町」を「堀切町、曲子原町、土子原町、松根町」に改め、同表第81投票区の項を削る。

●金沢市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示します。

令和7年5月21日

金沢市選挙管理委員会

選挙人名簿の登録を行う日 令和7年6月2日

選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和7年5月21日

金沢市選挙管理委員会

日 時 令和7年5月22日から同年6月4日までの間
 (ただし、日曜日及び土曜日を除く。)
 午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市選挙管理委員会

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和7年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年5月21日

金沢市農業委員会
 会長 井 口 栄 市

1 日時

令和7年5月26日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (8) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (9) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
- (10) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の承認について
- (11) 令和6年度最適化活動の点検・評価等について

消防局告示

●金沢市消防局告示第1号

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）第42条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示します。

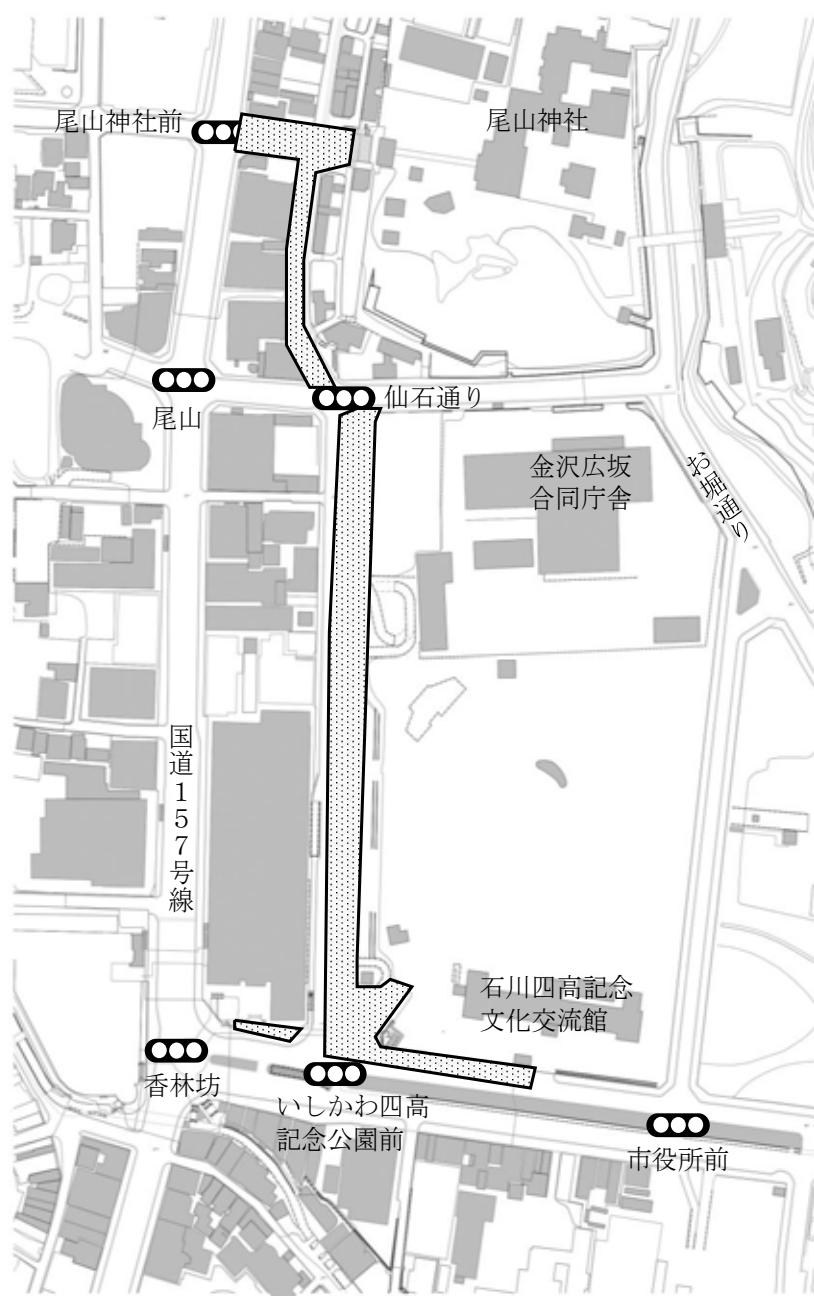
令和7年5月21日

金沢市消防長 油 仁 一

催 し の 名 称	百万石まつり露店営業催し
催 し の 開 催 期 間	令和7年6月6日から同月8日まで
指 定 の 範 囲	別図のとおり

別図

指定の範囲



公営企業告示

●金沢市公営企業告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により水道料金及び下水道使用料の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

令和7年5月21日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
ヴェオリア・ジェネット株式会社 北陸支店	富山県富山市今泉西部町9番地1	令和6年4月1日	令和7年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

水道料金及び下水道使用料

3 委託した期間

令和7年4月1日から同年9月30日まで

●金沢市公営企業告示第11号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局下水道整備課において、一般の縦覧に供します。

令和7年5月21日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和7年6月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 頼谷町の一部
- (2) 八田町の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市東力町ハ272番地

名称 西部水質管理センター

(2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市湊3丁目5番地8

名称 臨海水質管理センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式